

別紙

「忠次公」イメージソング作詞・作曲・CD 作製等業務 仕様書

1 業務の目的

関東各地で治水・土木・開墾等の大きな実績をあげ、町名の由来となった伊奈備前守忠次公のイメージソングを制定することで、町内外へのさらなる周知と親しみを感じてもらう。

2 業務名

「忠次公」イメージソング作詞・作曲・CD 作製等業務

3 委託期間

契約日から平成30年3月23日（金）まで

4 業務の内容

業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、次の業務を行うものとする。

なお、レコーディングのためのスタジオの手配や CD のプレス経費など、業務に必要な全ての作業および経費は、受託者が負担することとなる点に留意すること。

（1）作詞

- ① 作詞は事前に募集した伊奈備前守忠次公のイメージソングの歌詞・フレーズを編集ならびに補作してつくるものとする。その際に、「忠次プロジェクト推進協議会」（以下「協議会」という）指定のフレーズ等を必ず歌詞の中に入れること。
- ② 歌詞は子どもからお年寄りまで幅広い層が歌うことができるものとし、伊奈備前守忠次公の功績を伝える内容を含むものとする
- ③ 歌詞は3番までを目安とする。
- ④ 歌詞の内容については協議会と協議の上、最終決定するものとする。

（2）作曲

- ① 曲は子どもからお年寄りまで幅広い層が歌うことのできるものとする。
- ② 曲の長さは5分程度を目安とする。
- ③ 歌入り（フル）、歌なし（演奏のみフル）の2パターンを制作すること。
- ④ 提案限度額の範囲内で、ダンスバージョンや体操バージョンなどのアレンジバージョンの制作も可能とする。また、ダンスバージョンや体操バージョンの振り

付けなどの制作することも可能とする。振り付け制作実施に伴っての限度額は、協議会と受託者の協議の上、増額することが出来る。

(3) 歌唱者の選定、依頼及びレコーディング

忠次公イメージソングの雰囲気にあった歌唱者を選定し、歌唱に関する依頼と項目7の(1)に示された著作権に関する事項に了承を得てレコーディングすること。
なお、歌の製作者自身が歌唱者となってもよいものとする。

(4) 原盤作成

CDをプレスする元となる原盤を作製すること。

(5) 配布用CD作製

原盤を元に、各所に配布するための必要なCDを作製すること。

① 収録内容

- ・歌入りフル
- ・歌なし(演奏のみフル)

アレンジバージョンを制作する場合は、各バージョン毎に上記2パターンを入れること。

② ジャケット等印刷(デザイン制作含む)

※素材として、忠次公のイラストや町章などが必要な場合は別途提供する。

- ・フロントジャケット
- ・バックインレイ
- ・メロディー譜付き歌詞カード(可能であれば忠次公紹介文も入れる)
- ・CDレーベル

③ ケース及び包装

- ・ジュエルケース 10mm
- ・包装パッケージを行う

(6) 楽譜の作成

演奏や合唱などに使えるよう、曲の楽譜を作製すること。

5 成果品および作製数

本業務における成果品及び作製数は次のとおりとする。

(1) 原盤CD…2枚

(2) 配布用CD…500枚

(3) CDジャケット・レーベル・歌詞カード、4の(6)の楽譜のPDFとAIデータお

よび CD 収録曲の電子データを CD-R 1 枚に格納し納品。

6 納品場所と納品期限

(1) 納品場所

忠次プロジェクト推進協議会（伊奈町観光協会内）

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室 9454-1

電話：048-724-1055 FAX：048-724-1056

E-mail：song.inatadatsugu@gmail.com

(2) 納品期限

平成30年2月に開催予定の散策路整備イベントでのイメージソング発表を予定しているため、可能な限り発表に間に合うように曲の制作を行うこと。配布用 CD の納品日については別途協議の上決定する。

7 業務の適正な実施に関すること

- (1) 本契約により生じる著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）については、無償で協議会ならびに伊奈町に帰属するものとする。また、転移された当該成果品に関して、著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利）を行使しないものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 本仕様書に明示のない事項や本仕様書により難しい事項については、その都度、受託者と協議の上、進めることとする。